

国土強靱化推進に関する当面の対応

平成26年4月17日
国土強靱化の推進に関する
関係府省庁連絡会議

1 国土強靱化の推進に向けて

(1) 脆弱性評価の結果（案）（概要）

- 国土強靱化推進本部は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）に基づき、平成25年12月17日の本部で決定した「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の指針」（以下、「評価指針」という。）に従い、脆弱性評価を行っている。
- 具体的には、45の起きてはならない最悪の事態、及び施策分野として12の個別施策分野と3の横断的分野を設定した上で、起きてはならない最悪の事態を回避するために必要な各府省庁の施策のパッケージである「プログラム」ごと、また、施策分野ごとに脆弱性を評価し、結果を「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の結果（案）」にまとめている。
- この度の脆弱性評価全体を通じた結果（案）のポイントとしては、以下の3点が指摘できる。

- ①重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要
防災・減災等に資する国土強靱化施策については、いまだ道半ばの段階にあるものが多い。これまでの想定を超える災害を経験し、実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえると、国土強靱化施策をその目標（人命を守る、被害を最小限にする、重要施設が致命傷を負わない、早期に復旧復興を行う）に照らして、できるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。
- ②代替性・冗長性等の確保が必要
いかなる災害等にも対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政、エネルギー、金融、情報通信、交通・物流等の分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であり、バックアップ施設/システムの整備等により、代替性・冗長性等を確保する必要がある。
- ③地方公共団体・民間等との連携が必要
個々の施策の実施主体は、国だけでなく、地方公共団体、民間事業者、

NPO、国民など多岐にわたる。国以外の実施主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、強靱化を担う人材の育成など地方公共団体等における組織体制の強化及び市町村に対する適切な支援が必要不可欠であるとともに、各実施主体との徹底した情報提供・共有や各主体間の連携が必要不可欠である。

(2) 国土強靱化基本計画案の作成に当たっての関係者の意見

- 国土強靱化推進本部は、基本法に基づき、全ての都道府県、市町村、及び密接な関係を有する者に、書面にて国土強靱化基本計画に関する意見を聴取した。
- 意見は様々な分野について多岐に渡っており、合計 756 件提出されている。

(3) 民間投資の促進の必要性と推進方針

- 国土強靱化は、我が国の国土全体の「抵抗力」「回復力」を確保する総合的な政策であり、官と民が適切に連携及び役割分担をして取り組むことが重要である。
- 特に、国、地方公共団体の財政が逼迫している状況の中、国土強靱化の取組に対する民間事業者の資金、人材、技術、ノウハウ等の投入（以下「国土強靱化に資する民間投資」）を促進していくことが重要となる。
- 民間事業者にとっても、国土強靱化に資する民間投資は、災害対応力の向上等を通じて、競争力の強化につながるものである。
- このため、国土強靱化に資する民間投資が積極的に行われるような環境を整えるための施策を講じ、民間投資を促進する必要がある。
- 「ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会」において国土強靱化に資する民間投資を促進する方策等について検討が行われたところであり、これを踏まえて次の方針に沿って取り組んでいくこととする。
 - ①国土強靱化に資する自主的な設備投資（代替性・冗長性等の確保のためのエネルギー、金融、情報通信、交通・物流等の分野におけるバックアップ施設／システムの整備等を含む。）の促進
 - ②民間の投資を一層誘発する仕組み（例えば、認証制度、規制の見直し、税制の活用等）の具体化
 - ③国と民間事業者との徹底した情報提供・共有や両者の連携（例えば、双方向コミュニケーションの機会（教育、訓練、啓発等）、協議会等）

(4) 今後の対応

- 関係府省庁は、協力して、(1)の脆弱性評価の結果(案)に基づき、また(2)の関係者の意見、(3)の国土強靱化に資する民間投資の促進のための取組方針等を踏まえ、5月末を目途に基本法に基づく国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定するよう、案の作成を進める。

- 関係府省庁は、速やかに（１）の脆弱性評価の結果（案）、（２）の関係者の意見、（３）の国土強靱化に資する民間投資の促進のための取組方針等を踏まえ、平成２５年１２月１７日の国土強靱化推進本部で決定した国土強靱化政策大綱で示された重点化すべき１５の「プログラム」について、プログラムごとに府省庁連携の推進体制を設け、有識者の助言を適宜得つつ、取組の推進に向けた検討を行う。また、今後の取組（制度の新設・見直し、予算、税制を含む。）に向けた検討を開始し、実現できるものから実施に移す。
- 上記を踏まえ、関係府省庁において所管の平成２７年度概算要求及び税制改正要望を行う。その際、基本計画における推進方針を十分踏まえて、国土強靱化の推進に真に必要となる施策の予算を重点的に計上する。
- また、関係府省庁は、（１）の脆弱性評価の結果（案）、（２）の関係者の意見を踏まえた今後の取組について、国民に対し説明責任を果たし理解を得るとともに、（３）の国土強靱化に資する民間投資、ひいては国民の国土強靱化に関する活動を促すため、必要な国内広報活動を進める。また、国土強靱化の取組を海外にアピールすることは、海外からの投資を呼び込むことにつながるため、諸外国への広報活動にも努めることとする。

２ 国土強靱化地域計画の支援に向けて

（１）国土強靱化地域計画の重要性と支援の必要性

- 基本法においては、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化地域計画（以下、「地域計画」という。）を定めることができることとなっている。
- 国土強靱化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、地域計画は極めて重要な役割を担う。
- また、基本法においては、国、地方公共団体、事業者その他関係者は、国土強靱化の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないと規定している。実際にも、地域の強靱化は、地方公共団体と、国、事業者等関係者との連携・協力を通じて、より効率的・効果的なものとなると思われる。

（２）今後の対応

- 関係府省庁は、地方公共団体が行う地域計画の策定・推進に対し必要な支援を行うこととする。
- 内閣官房は、関係府省庁の協力を得て、５月を目途に、地域計画策定のためのガイドラインを作成し、公表する。また、地域計画策定の事例を収集・集約する調査を行い、モデル事例を全国の地方公共団体等に提供する。